

各 位

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室

「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業者への指定協議説明会の実施について

日頃より、当財団の運営に御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。

当財団は、東京都の政策連携団体として、都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与することを目的として事業を実施しており、令和5年度から、障害福祉サービス事業者の指定申請受付等に係る事業を東京都から受託しています。

東京都において、標記事業所の新規指定を受けることを目的とした指定協議を開始するためには、当該説明会への出席が要件となります。

そのため、下記のとおりオンデマンド動画配信によるオンライン説明会を開催いたしますので、指定協議を希望される法人様におかれましては、御確認の上、お申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 オンライン開催概要

開催形式：オンデマンド動画の配信

配信時期：令和6年5月10日（金）から17日（金）の1週間程度（予定）

配信媒体：YouTube

視聴時間：2時間30分程度

2 説明事項（予定）

（1）基本的事項について

（2）指定基準及び指定に関する書類作成について

3 申込・出席対象者

東京都内において「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」の開設を予定している事業所の管理者（1事業所につき1名まで）

※ 事業所からのお申込みについては、実施後の出席確認の都合上、従来の集合開催形式と同様に、1事業所につき1名までのお申込みをお願いいたします。

なお、管理者以外による代理出席は認めません。

管理者（予定）の方がご変更になった場合は、必ず再度、本説明会にご出席頂くこととなります。

4 実施回数等

説明会は年5回開催予定です。今年度の今後の開催予定時期は、8月、10月、12月、2月を予定しております。開催日時は募集時にお知らせいたします。

5 申込から参加までの流れ

(1) 申請フォームに必要事項を入力し、申請期間内に送信してください。

※ 申請フォームアドレス

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/shogaishitei/>

【申請期間】

令和6年4月19日（金）～令和6年5月2日（木）17時まで

＜申込みにあたっての留意事項＞

※ 同一法人、同一事業所から重複して申し込むことはできません。重複して申し込んだ場合は、後から送信された申込を受付対象といたします。

※ 「shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp」からのメールが確実に受信できるよう、迷惑メール設定などを予めご調整ください。

※ 現在指定協議中の法人も申し込むことはできません。

(2) 受付完了メールの確認

(1) のフォーム送信が正しく行われた場合に限り、以下のアドレスから「受付完了」メールを自動送信いたしますので、必ずご確認ください。

この「受付完了」メールが配信されない場合、申込受付となりません。

★ 受付完了メール送信元アドレス：

shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp

(3) 参加申込者への出席可否連絡の確認

上記3及び5(1)の留意事項を満たした参加申込者に対し、令和6年5月9日（木）頃に、5(2)「受付完了」メールを送付したメールアドレス宛オンライン開催の詳細（視聴方法、配信期間、配信動画URL、出席確認方法等）をご案内いたします。

(4) 配信動画の視聴

(3) にてご案内する配信期間になりましたら、所定の視聴方法等をご確認のうえ、配信動画をご視聴ください。

なお、配信動画は以下掲載の資料『指定申請の手引き』に記載されていることの事前理解を前提とした説明内容になります。

ご視聴の際には、予め『指定申請の手引き』をご精読の上でご視聴ください。

【資料】（「東京都障害者サービス情報」に掲載）

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-014>

6 説明会の有効期限について

本説明会における有効期限は、受講後6か月とします。それまでに事業計画等の提出が無い場合は、管理者が変更されなくても、再度本説明会へご出席頂くことになります。

なお、「事業計画等」の提出後、審査が止まっている場合も同様に、最終来庁日から起算して6か月を経過した場合は、「事業計画等」は無効となりますので、ご注意願います。

7 その他

新規の指定相談は、本説明会に参加した法人が指定協議の対象となります。法人の変更は原則認められないため、変更になった場合、再度本説明会にご出席いただく必要があります。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室 就労担当

電 話：03-6302-0308